

宇治市のかいごほけんだより

2025年6月 No.48 保存版
発行 宇治市介護保険課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
電話番号 22-3141(代)
URL https://www.city.uji.kyoto.jp/

介護保険制度について

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に創設されました。制度開始以降、本市でも介護が必要になった人が、誰もが安心して、住み慣れた地域で生活を続けていけるよう、介護サービス基盤の充実を図ってきました。この制度は皆様が負担していただく保険料のほか、公費、利用者の自己負担によって運営しています。

6月中旬、介護保険料額納入通知書を送付します

6月中旬に送付する「介護保険料額納入通知書」は、令和7年度に第1号被保険者(65歳以上の人)が納める介護保険料額・保険料段階(第1～15段階)・納め方などをお知らせするものです。今号に介護保険料の詳しい内容を掲載していますので、必ず保管しましょう。

圧着はがきで送付します

「介護保険料額納入通知書」を圧着はがきで送付します。

◆対象者…市内在住で支払方法が、次のいずれかに該当する人

- 特別徴収(年金からの差引き)で納める人
- 口座振替で納める人
- 年度内に上記の両方で納める人

■上記以外の人(納付書で納める人や送付先を市外に設定する人など)は、**封書**で送付します。

介護保険の財源 ～介護保険料の使い道～

第1号被保険者(65歳以上の人)が納めた介護保険料は、主に65歳以上の皆さんが介護保険サービスを利用したときの費用に使われます(訪問介護<ホームヘルプ>や通所介護<デイサービス>の利用料、介護老人福祉施設<特別養護老人ホーム>の入所による利用料など)。なお、介護保険サービスの総費用の内訳は、次のとおりです。

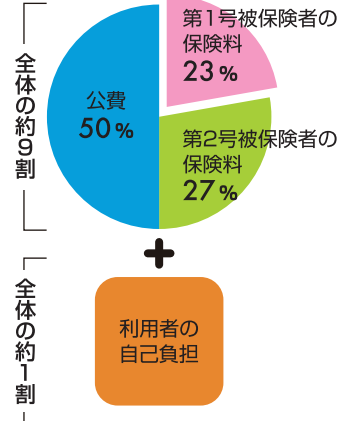
◆全体の約9割

- 国や都道府県、市区町村が負担する「公費」(50%)
- 65歳以上の人が納める「介護保険料(第1号被保険者)」(23%)
- 40～64歳の人が納める「介護保険料(第2号被保険者)」(27%)

◆全体の約1割

利用者の自己負担(原則1割負担。一定以上所得者は2割または3割負担)

介護保険サービスの総費用の内訳



▲6月中旬に、「圧着はがき」で送付します。見落としのないようにご注意ください。

皆さんが安心して介護保険サービスの利用ができるように、介護保険料は必ず納めましょう。

介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は2種類あり、**原則、特別徴収(年金からの差引き)で納めます。**ただし、資格取得(65歳に到達または他市区町村から転入)した年度は、**普通徴収(納付書または口座振替)で納めます。**納め方は、法令にもとづき決定されるため、申し出により変更できません。ただし、年度途中に介護保険料額に変更があった場合などは、特別徴収を普通徴収に変更することや特別徴収と普通徴収を同時に行うことがあります。

特別徴収(年金からの差引き)

●前年度も特別徴収の人

引き続き、令和8年2月までの各年金受給日に介護保険料を差し引きます。

●新しく特別徴収が開始される人

令和8年2月までの各年金受給日(最大年6回)に介護保険料を差し引きます。

なお、今年度の後半(令和7年10月以降)から特別徴収が開始される人は、年間の介護保険料額の2分の1を今年度前半(令和7年6～9月)に普通徴収(納付書または口座振替)で納め、残りの2分の1を今年度後半(令和7年10月～令和8年2月)に年金から差し引きます。

令和8年4・6・8月の特別徴収の介護保険料額は、**原則、6月中旬に圧着はがきで送付する「介護保険料額納入通知書」に記載された2月の金額と同額を差し引きます。**

普通徴収(納付書または口座振替)

年間の介護保険料額を1～10期(6月～翌年3月)に分けて毎月納めます。

●納付書で納める人

6月中旬に封書で送付する「介護保険料額納入通知書」に同封されている納付書で、取扱金融機関や提携コンビニエンスストア、介護保険課窓口で納めてください。なお、口座振替を希望する人は、下表の申し込み方法をご覧ください。

●口座振替で納める人

【口座振替の申し込み方法】

	口座振替依頼書(※)で申し込む	キャッシュカードで申し込む
申し込み窓口	金融機関	介護保険課
取扱金融機関	依頼書記載の金融機関	京都銀行・京都中央信用金庫・京都信用金庫・ゆうちょ銀行・京都やましろ農協
持ち物	○預貯金通帳 ○通帳届け出印	○キャッシュカード ○届け出人の本人確認できるもの(運転免許証など)

※「介護保険料額納入通知書」に同封されています。

●スマートフォンアプリで納める人

6月中旬に封書で送付する「介護保険料額納入通知書」に同封されている納付書のバーコードを読み取り納めてください。

<対応アプリ>PayPay請求書払い、J-Coin請求書払い、d払い請求書払い、au PAY(請求書支払い)

介護保険料の決まり方

◎令和7年度一部変更…第1、2、4、5段階の対象者欄「80.9万円」の記載は、令和6年度の「80万円」から変更となりました。

【第9期(令和6～8年度)の介護保険料】

保険料段階	対象者	基準額に対する割合	保険料額(年額)
第1段階	●生活保護受給者		
第2段階	●老齢福祉年金受給者 ●前年の本人の公的年金等収入額(※1)とその他の合計所得金額(※2・3)の合計が80.9万円以下	0.25	17,700 円
第3段階	●前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80.9万円を超え120万円以下	0.35	24,780 円
第4段階	●前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	0.65	46,020 円
第5段階	●前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80.9万円以下	0.80	56,640 円
第6段階	●前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80.9万円を超える	基準額	70,800 円
第7段階	●前年の合計所得金額(※2)が125万円以下	1.10	77,880 円
第8段階	●前年の合計所得金額が125万円を越え200万円未満	1.30	92,040 円
第9段階	●前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.65	116,820 円
第10段階	●前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.95	138,060 円
第11段階	●前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.10	148,680 円
第12段階	●前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.25	159,300 円
第13段階	●前年の合計所得金額が600万円以上750万円未満	2.40	169,920 円
第14段階	●前年の合計所得金額が750万円以上900万円未満	2.55	180,540 円
第15段階	●前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.70	191,160 円
第15段階	●前年の合計所得金額が1,000万円以上	2.95	208,860 円

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料の算出過程は、次のとおりです。

①宇治市の介護保険サービスにかかる総費用などから、基準額を決めます。

②その基準額をもとに、所得に応じて段階別に保険料を決めます。上記の算出過程をもとに、第9期(令和6～8年度)の介護保険料を上表のとおり設定しました。

※1：公的年金等収入額

国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等の非課税年金は含まず。

※2：合計所得金額

純損失または雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(特別控除をした金額)、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得額及び退職所得金額の合計額。

※3：その他の合計所得金額

上記※2の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額。給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額(所得金額調整控除の適用がある場合は控除前の金額)から10万円を控除する。

年度途中での介護保険料額の変更

◆被保険者資格を喪失した場合(転出や死亡)

宇治市の被保険者であった期間(月単位)に応じて介護保険料を精算し、変更後の通知書を改めて送付します。

◆市民税の課税状況等の変更により保険料段階が変更した場合

介護保険料の算定基礎(根拠)となる市民税の情報に変更があった場合は、変更後の通知書を改めて送付します。

介護保険料を滞納していると

特別な事情がないにもかかわらず介護保険料を滞納していると、介護保険サービスを利用する際、滞納期間に応じて次の措置がとられます。

1年以上滞納すると

介護保険サービスの費用がいったん全額自己負担となります。申請により、あとで保険給付分(9割～7割※4)が払い戻しになります。

1年6カ月以上滞納すると

介護保険サービスの費用がいったん全額自己負担となり、申請後に払い戻される保険給付分の一部または全部が差し止められます。その後も滞納が続いた場合は、差し止められた保険給付分から、滞納していた介護保険料分が差し引かれることもあります。

2年以上滞納すると

介護保険サービスを利用した際の利用者の自己負担(1割～3割※4)が、3割または4割になったり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

※4:一定以上所得者の介護保険サービス費用の自己負担は2割または3割。

介護サービス利用の流れについて

介護サービスを利用する時は、「要介護・要支援認定」を受ける必要があります。
申請窓口は介護保険課窓口になります。
※家族や成年後見人、地域包括支援センターなどに申請を代行してもらうことが可能です。

～介護サービス利用料の減額制度について～

●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（１～３割）の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには宇治市への申請が必要です。（１度申請すれば、２回目以降は指定された口座に継続して支給します。）
- 住宅改修費や福祉用具購入費、施設サービスの食費・居住費・日常生活費などは、含まれません。
- 世帯内の65歳以上で最も所得が高い方の区分が、世帯の上限となります。

自己負担の限度額（月額）

区分	限度額
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円（世帯）
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）以上 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	93,000 円（世帯）
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	44,400 円（世帯）
世帯全員が市民税非課税	24,600 円（世帯）
・高齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80 万円以下の方	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護受給者	15,000 円（個人）

●施設サービスを利用したときの費用

①介護保険施設、ショートステイにおける 居住費（滞在費）・食費の減額



所得が低い方および預貯金等の状況が基準を下回る方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が居住費と食費について下記のように設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

- 給付を受けるには、宇治市への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額（１日あたり）

利用者 負担段階	所得の状況※ ¹	預貯金等の 資産※ ² の状況	居住費（滞在費）				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	—	550 円 (380 円)	0 円	880 円	550 円	300 円
	高齢福祉年金受給者の方	単身: 1,000 万円以下 夫婦: 2,000 万円以下	550 円 (380 円)	0 円	880 円	550 円	300 円
2	前年の合計所得金額＋年金収入 額が80 万円以下の方	単身: 650 万円以下 夫婦: 1,650 万円以下	550 円 (480 円)	430 円	880 円	550 円	390 円 (600 円)
3-①	前年の合計所得金額＋年金収入 額が80 万円超 120 万円以下の方	単身: 550 万円以下 夫婦: 1,550 万円以下	1,370 円 (880 円)	430 円	1,370 円	1,370 円	650 円 (1,000 円)
3-②	前年の合計所得金額＋年金収入 額が120 万円超の方	単身: 500 万円以下 夫婦: 1,500 万円以下	1,370 円 (880 円)	430 円	1,370 円	1,370 円	1,360 円 (1,300 円)
基準費用額（全額自己負担した場合の平均的な費用の額）※ ³			1,728 円 (1,231 円)	437 円 (915 円)	2,066 円	1,728 円	1,445 円

従来型個室の（ ）の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。食費の（ ）の金額は、短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合の額です。
※¹ 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。年金収入額には非課税年金を含みます。
※²【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの（有価証券等）。
※³ 実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。
※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身: 1,000 万円以下、夫婦: 2,000 万円以下であれば支給対象となります。不正があった場合には、ペナルティ（加算金）を設けます。

既に上記の減額認定を受けて、認定証をお持ちの方も、7月31日で有効期限が切れますので、更新の手続きをしてください。なお、対象者には文書でお知らせします。確認の上、更新手続きをお願いします。

介護保険料の減額制度

宇治市では、低所得者の介護保険料の負担軽減を図るため、申請により減額を行う制度を設けています。減額の申請を希望する人は、電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。

◆対象者…次のすべてに該当する人を第1段階に減額します。

- 保険料段階が、第2段階または第3段階
- 本人を含む世帯全員の前年収入の合計額が単身世帯で94万円以下（世帯人数が1人増えるごとに50万円を加算）
- 収入には非課税年金（遺族年金、障害年金など）も含まれます。
- 前年収入とは、令和7年度介護保険料の場合、令和6年1～12月の収入です。
- 他世帯の人の所得税・市民税の扶養控除あるいは医療保険の被扶養者となっていない
- 第1号被保険者が現に居住している資産の評価額が1,800万円以下であり、第1号被保険者が属する世帯が居住用資産以外に土地・家屋を所有していない
- 預貯金の合計額が単身世帯で350万円以下（世帯人数が1人増えるごとに100万円を加算）

◆持ち物…上記の対象者が申請時に必要なものは、次のとおりです。

- 前年収入がわかるもの（年金振込通知書・給与明細など）
- 健康保険被保険者証
- 預貯金通帳（申請日時時点で記帳を済ませたもの）

その他にも、次の要件についても申請により介護保険料が減額される場合があります。電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。

- ・震災・風水害・火災等により、家屋等に著しい損害を受けたとき
- ・主たる生計維持者の死亡や失業等により、世帯の収入が激減したとき
- ・刑事施設等に拘禁されたとき

●住民主体通所型サービス 立ち上げから運営までサポートしています

超高齢社会を迎え、介護事業者などの専門職だけでなく、地域社会で高齢者を支えていく仕組みが求められています。「住民主体通所型サービス」はその仕組みの一つで、地域の住民が主体となって介護予防のための体操やレクリエーションなどを行います。市は、その立ち上げから運営までをサポートし、ともに活動を育んでいきます。運営ボランティアも募集しています。

団体名	開催場所	開催曜日・時間
つどいの笑舞利 ^{えまり}	宇治壺番23 放課後デイサービスcalme（ちゃるむ）内	毎週月曜日 午前10時～正午
住民主体通所型サービス「おこしやす」	木幡北山畑23 ハーモニーやまはた内	毎週火曜日 午前10時～正午
温かなご用聞きねっと「たんぼぼ」	木幡御園20-152 御蔵山商店街中腹「たんぼぼハウス」	毎週火曜日 午後2時～4時
住民主体通所型サービス「かがやき」	小倉町山際63-1 西小倉地域福祉センター	毎週木曜日 午前10時～正午
通いの場 ^{リアン} 「里庵」	宇治妙楽41 大阪屋マーケット内	毎週水曜日 午前10時～正午
通いの場 陽だまり	五ヶ庄戸ノ内19-1 あいらの杜宇治五ヶ庄 地域交流センター	毎週水曜日 午前10時～正午
通いの場「なっちゃんファーム」	槇島町大幡64 京野菜 井内農園「はなれ」	毎週日曜日 午後1時半～3時
みんなの平盛	大久保町平盛91-3 平盛小学校内	毎週火曜日 午後1時半～3時半
通いの場 花おり	伊勢田町遊田41-23	毎週金曜日 午前10時～正午

『生きがい探しのすすめ』を配布しています



宇治市では高齢者の皆さまがいつまでも社会とつながりながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「生きがいづくり」「仲間づくり」に役立つ情報を掲載した冊子を作成しています。市役所や各公共施設で配布していますので、ぜひ手にとっていただきこれからの活動に役立ててください。

宇治市高齢者アカデミー受講生募集

令和7年9月入学の13期生を募集しています。
京都文教大学・短期大学で同世代の仲間や現役大学生と学んでみませんか。2年間で4科目の授業のほかに、月1回のゼミがあります。詳しくは6月1日号市政だよりをご覧ください。



対 象:宇治市在住で9月1日時点で65歳以上の人

受講料:2年間で6万円(別途要教材費)

卒業生は居場所づくりや地域活動など様々な活躍をされています。

令和7年7月中旬頃に、介護保険負担割合証を発送します。

※要支援・要介護認定を受けている方もしくは事業対象者に該当する方にお届けします。

※有効期限は令和7年8月1日～令和8年7月31日です。